

8月11日（火）小西洋之議員（民主）要求

全世界の国民に平和的生存権を確認している憲法前文^{は憲法第9条（であり）}の解釈上の指針^{であり}また、憲法第9条というのはこの憲法の前文が具体化した規定であるというのが政府の見解であり、最高裁の判決の考え方にもかかわらず、なぜ核兵器の輸送や提供が憲法における法理としてできることになっているのかについて

平成27年8月18日
内閣官房

1. 憲法の基本原則の一つである、「平和主義」とは、
 - 憲法前文第1段における「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分
 - 憲法前文第2段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」の部分及び
 - 「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分がその立場に立つことを宣明したものであり、憲法第9条がその理念を具体化した規定であると解している。
2. その上で、我が国は、戦後一貫して、平和国家として歩み、憲法の基本原則の一つである平和主義の理念の下で、我が国及び国際社会の平和及び安全のために最善を尽くしてきており、今般の平和安全法制において我が国が実施することとなる活動も、我が国及び国際社会の平和及び安全のために実施するものである。
3. 政府としては非核三原則を堅持する方針であり、核兵器を保有せず、今後とも保有することはなく、核兵器を他国に提供することはありません。また、非核三原則を堅持する我が国は、その趣旨、精神に沿ったものとして、「核兵器を輸送しない」との考えであり、さらに、核兵器を輸送するために必要な知見等も有しておらず、現在国会で審議中の平和安全法制に基づき、支援対象国からの要請を受けてその核兵器を自衛隊が輸送することはありません。
4. 我が国が非核三原則を堅持していることは世界各国に知られており、また、核兵器については、その高度な秘匿性や安全確保の観点から、支援対象国が我が国に対し核兵器の輸送を要請することはありません。米国との間でも、米国が我が国に核兵器の輸送を要請することはない旨確認している。

8月11日（火）小西洋之議員（民主）要求

5. このように、自衛隊が核兵器の提供・輸送を行うことはあり得ず、およそあり得ないことを法文上明記する必要はないと考えている。
6. これまでも、例えば、周辺事態法や米軍行動関連措置法のほか、PKO法等、自衛隊が輸送活動を実施できる根拠となるいずれの法律においても、法文上、核兵器を含む個別の武器・弾薬の種類ごとにわざわざ一つ一つ輸送の対象から除外してこなかったところである。

（以上）